新 十 津 川 町 水 防 計 画

【資料編】

令和６年３月

新十津川町防災会議

目次

資料 **1**
資料１　新十津川町防災会議の組織 1
資料２　消防機関の組織 2
資料３　水防資機材 3
資料４　各種協定等 4
資料５　緊急輸送道路 6
資料６　緊急輸送道路図 7
資料７　重要水防箇所 8
様式 **12**
様式１　通信機器の借用様式（災害対策用移動電源車） 12
様式２　通信機器の借用様式（通信機器） 15
様式３　通信機器の借用様式（臨機災害放送局用機器） 18
様式４　公用負担権限委任証 21
様式５　公用負担命令票 22
様式６　水防報告様式例 23
様式７　水防活動実施報告書 24

資料

資料１　新十津川町防災会議の組織

会長 （町長）	町	副町長
	町教育委員会	教育長
	水道事業者	西空知広域水道企業団
	消防機関	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防署 新十津川支署 滝川地区広域消防事務組合 新十津川消防団
	指定地方行政機関	北海道開発局 札幌開発建設部 滝川道路事務所 北海道開発局 札幌開発建設部 滝川河川事務所 北海道農政事務所 旭川地域拠点 滝川労働基準監督署
	自衛隊	陸上自衛隊 第11旅団 第10普通科連隊
	道	空知総合振興局 地域創生部 地域政策課 空知総合振興局 保健環境部 滝川地域保健室（滝川保健所） 空知総合振興局 札幌建設管理部 滝川出張所 空知総合振興局 森林室 空知総合振興局 産業振興部 空知農業改良普及センター 中空知支所
	北海道警察	滝川警察署
	指定公共機関	東日本電信電話株式会社 北海道事業部 災害対策室 北海道電力ネットワーク株式会社 滝川ネットワークセンター 日本郵便株式会社 滝川郵便局
	指定地方公共機関	新十津川土地改良区 一般社団法人滝川市医師会 一般社団法人空知医師会
	その他公共的団体等	ピンネ農業協同組合 新十津川町商工会 そらち森林組合 新十津川建設協会 北海道中央バス株式会社 空知統轄事業所 自主防災組織

資料２　消防機関の組織

（滝川地区広域消防事務組合消防組織図）

（平成５年４月現在）

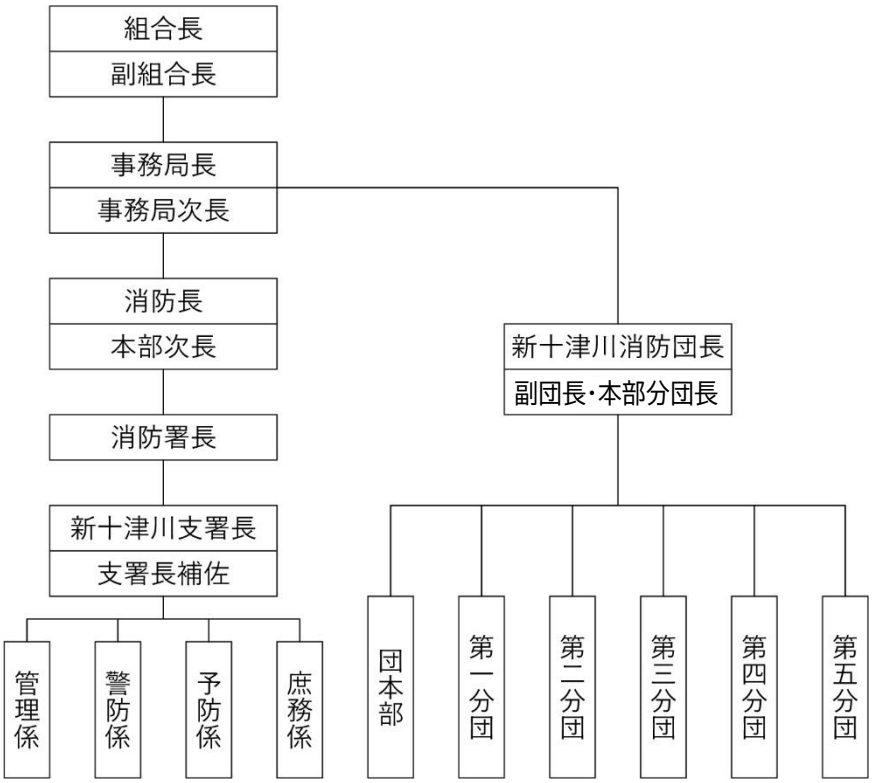

資料３　水防資機材

防災センター　（令和４年７月15日現在）

分類	物品名	規格	全数	場所
作業道具	スコップ	剣先	28	北側倉庫
	スコップ	剣先（小）	1	
	スコップ	角	11	
	つるはし		13	
	かけや		4	
	なた		1	
	のこ		3	
	くわ		5	
	草刈鎌	大	2	
	草刈鎌	小	2	
	メジャー	50m巻	1	
	トラロープ	９㎜×30m	3	
	布ロープ		1	
	ジャンボレーキ		3	
	ジェットシューター	携帯型水散布器（林野火災用）	10	
	レーキ		3	
	杭（鉄筋）	Ｌ＝20～40㎝	15	
衣類	ヘルメット		35	休養室
	救命胴衣		26	
	ビニールゴザ	６畳	2	
動力機械	チェンソー		3	北側倉庫
	可般型消防用ポンプ	P303BS	1	
	消防用ホース（吸水）	黒	1	
	消防用ホースノズル（赤）		1	
	投光器	200W　三脚付	2	
	投光器	300W／500W	1	
	発電機	HONDA　EX4000	1	
	延長コード	高電圧用　HAYATA製	1	
	発電機	出力3.5KVA	1	
燃料・容器	２サイクルオイル		1	北側倉庫
	４サイクルオイル		2	
	ポリタンク	20Ｌ入り	4	
	電動ポンプ		1	
油処理用	油吸着材	65㎝×65m巻き	2	南側倉庫
	流出油処理剤	18Ｌ	2	
	オイルフェンス	５m×２本入	2	
仮設道具	土のう（麻袋）		360	南側倉庫
	土のう（PP）	60㎝×40㎝	12,570	
	土のう（60キロ袋）	米用	100	
	土のう（フレコン）	1.0m×1.0m	70	
	土のう（非常用）		32	
	ブルーシート		3	
	敷鉄板	Ｌ＝3.0m	4	北側（裏）
	鉄かご	1.0m×1.0m×1.0m	20	
	根固めブロック		100	西側

資料４　各種協定等

番号	協定名	協定締結機関	締結月日
1	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	・道 ・道内市町及び消防の一部事務組合	平成８年６月25日
2	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	・道 ・道内市町村	平成９年11月５日
3	北海道広域消防相互応援協定	道内市町及び消防の一部事務組合	平成３年２月13日
4	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	・北海道開発局 ・町	平成22年５月31日
5	災害時の医療救護活動に関する協定書	・道 ・一般社団法人北海道医師会	昭和62年12月22日
6	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	・道 ・一般社団法人北海道歯科医師会	平成９年４月14日
7	災害時等における生活必需物資の調達に関する協定	・町 ・ピンネ農業協同組合	平成18年１月19日
8	防災資機材相互利用協定	・町 ・雨竜町	平成18年６月１日
9	災害時等における生活必需物資の調達に関する協定	・町 ・新十津川町商工会	平成19年４月２日
10	災害時における応急対策業務に関する協定	・町 ・新十津川建設協会	平成19年６月22日
11	災害時における災害広報活動の協力に関する協定書	・町 ・株式会社エフエムなかそらち	平成20年５月13日
12	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	・町 ・北海道コカ・コーラ ボトリング株式会社	平成20年７月４日
13	災害発生時における新十津川町内郵便局と新十津川町の協力に関する協定	・町内郵便局 ・町	平成22年４月１日
14	災害等の発生時における新十津川町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	・町 ・北海道エルピーガス災害対策協議会	平成22年７月22日
15	災害時の避難所相互利用に関する協定	・砂川市 ・町	平成24年10月１日
16	災害時における機器の調達に関する協定	・町 ・株式会社共成レンテム滝川営業所	平成24年12月25日

番号	協定名	協定締結機関	締結月日
17	大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書	・町 ・陸上自衛隊滝川駐屯地	平成26年２月６日
18	大規模災害時等の連携に関する協定書	・町 ・陸上自衛隊第11旅団第10即応機動連隊	平成26年２月６日
19	北海道財務局との応援協定	・町 ・北海道財務局	平成26年３月28日
20	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	・町 ・北海道	平成27年３月31日
21	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	・町 ・空知地方石油業協同組合	平成28年４月１日
22	中空知５市５町防災に関する協定	中空知５市５町	平成28年７月５日
23	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	・町 ・札幌地区トラック協会滝川支部	平成28年10月13日
24	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	・町 ・医療法人社団つつじ会空知中央病院	平成29年12月18日
25	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	・町 ・社会福祉法人明和会	平成30年１月15日
26	無人飛行機による災害時等支援協力に関する協定	・町 ・滝川測量設計株式会社	平成31年３月22日
27	災害ボランティアセンター設置運営に関する協定	・町 ・社会福祉法人新十津川町社会福祉協議会	令和元年６月18日
28	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	・町 ・医療法人社団和漢全人会花月クリニック	令和元年７月４日
29	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	・町 ・北海道電力及び北海道電力ネットワーク	令和４年６月24日
30	災害に係る情報発信等に関する協定	・町 ・ヤフー株式会社	令和４年６月30日
31	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定の締結について	・町 ・株式会社セコマ	令和４年９月15日

資料５　緊急輸送道路

機能区分	道路情報	路線番号	路線名
１次	国道一部	275	国道275号
	国道一部	451	国道451号
２次	国道一部	275	国道275号
	国道一部	451	国道451号
	国道一部	451	国道451号
３次	町道全部		河川事務所通

資料６　緊急輸送道路図

（１）全体図

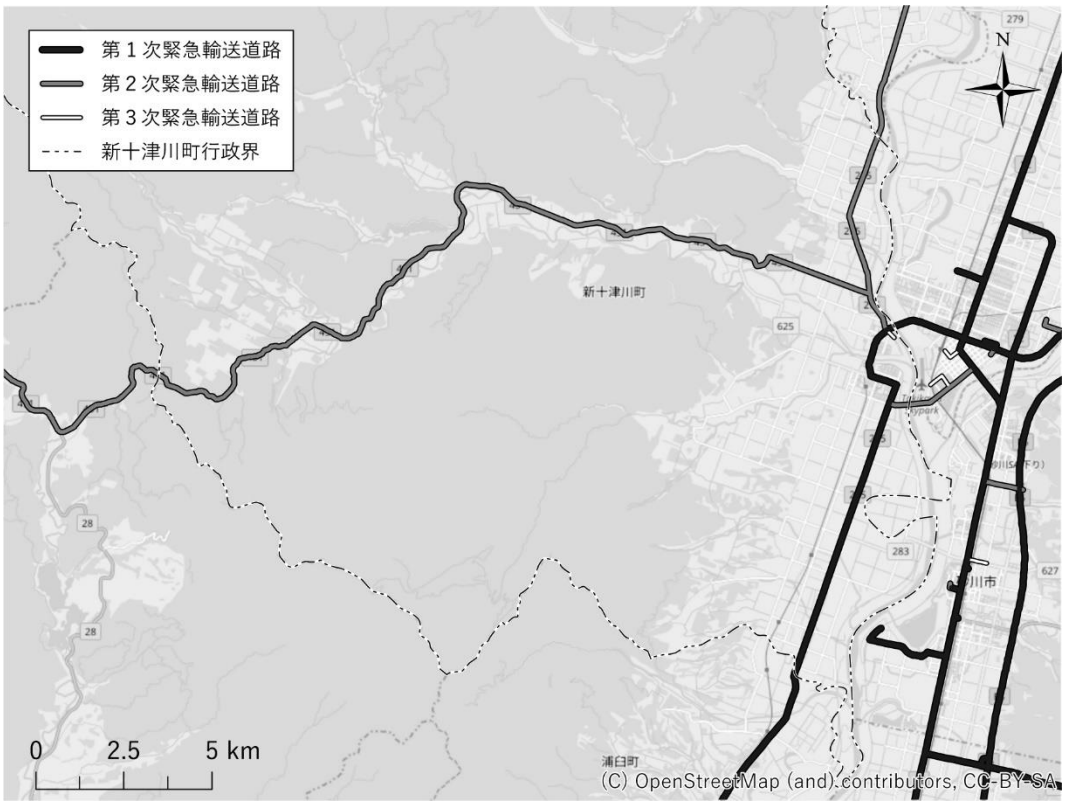

（２）市街地拡大図

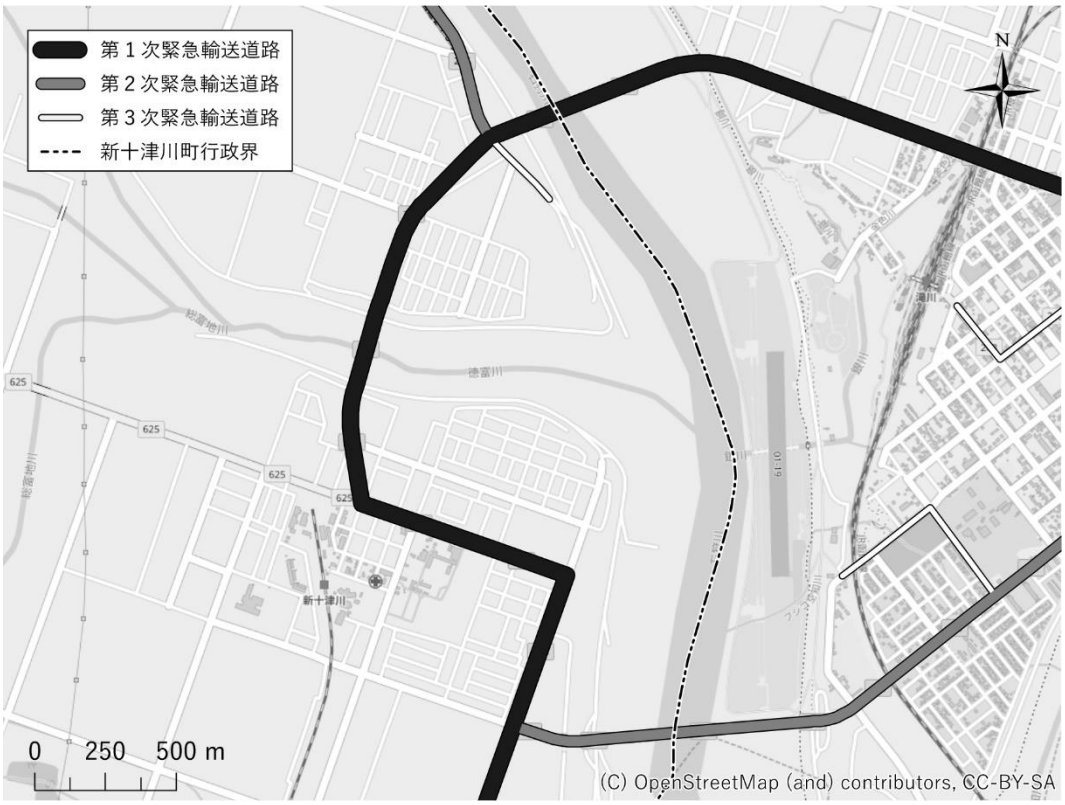

資料７　重要水防箇所

１　札幌開発建設部（国）管理区間

（１）石狩川

No.	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標		延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況堤防高	既往災害	事務所
越-1	右岸	越水・溢水	○	B	下徳富	83.00 ～	85.00	2.00	84.00	22.94	24.94	25.81		滝川
越-2	右岸	越水・溢水		B	下徳富	85.50 ～	87.43	1.93	86.50	24.09	26.09	26.87		滝川
越-3	右岸	越水・溢水		B	上徳富	96.50 ～	97.00	0.50	97.00	29.77	31.77	32.82		滝川
越-4	右岸	越水・溢水	○	B	上徳富	97.50 ～	99.00	1.50	98.50	30.57	32.57	33.61		滝川
越-5	右岸	越水・溢水		B	上徳富	99.50 ～	100.00	0.50	100.00	31.36	33.36	－	S37	滝川
堤-1	右岸	堤体漏水		B	下徳富	84.50 ～	85.00	0.50	85.00	23.26	25.26	26.37		滝川
基-1	右岸	基礎地盤漏水		B	中徳富	92.50 ～	93.50	1.00	93.00	27.68	29.68	－		滝川
基-2	右岸	基礎地盤漏水	○	B	上徳富	94.00 ～	100.00	6.00	97.00	29.77	31.77	32.82		滝川
衝-1	右岸	水衝・洗掘		B	中徳富	88.00 ～	89.50	1.50	89.00	25.52	27.52	28.74		滝川
衝-2	右岸	水衝・洗掘	○	B	中徳富	90.00 ～	91.50	1.50	91.00	26.63	28.63	29.99		滝川
衝-3	右岸	水衝・洗掘		B	上徳富	93.50 ～	93.94	0.44	93.50	27.95	29.95	31.31		滝川
衝-4	右岸	水衝・洗掘		B	上徳富	94.00 ～	94.50	0.50	94.50	28.50	30.50	31.66		滝川
工-1	－	工作物		B	砂川大橋	87.43			87.50	24.72	26.72	27.46		滝川
旧-1	右岸	旧川跡	○	要注意	下徳富	83.50 ～	86.00	2.50	85.00	23.26	25.26	26.37		滝川
旧-2	右岸	旧川跡		要注意	下徳富	86.50 ～	87.43	0.93	87.00	24.41	26.41	27.12		滝川
旧-3	右岸	旧川跡		要注意	下徳富	87.50 ～	88.00	0.50	88.00	24.98	26.98	27.82		滝川
旧-4	右岸	旧川跡	○	要注意	中徳富	88.00 ～	91.60	3.60	90.00	26.07	28.07	29.22		滝川
旧-5	右岸	旧川跡		要注意	中徳富	93.00 ～	93.50	0.50	93.50	27.95	29.95	31.31		滝川
旧-6	右岸	旧川跡		要注意	上徳富	94.00 ～	95.00	1.00	94.50	28.50	30.50	31.66		滝川
旧-7	右岸	旧川跡		要注意	上徳富	95.50 ～	96.50	1.00	96.00	29.23	31.23	32.39		滝川
旧-8	右岸	旧川跡		要注意	上徳富	97.00 ～	97.14	0.14	97.00	29.77	31.77	32.82		滝川
旧-9	右岸	旧川跡	○	要注意	上徳富	97.50 ～	98.00	0.50	98.00	30.32	32.32	33.18		滝川
旧-10	右岸	旧川跡		要注意	上徳富	99.00 ～	99.50	0.50	99.50	31.09	33.09	34.29		滝川
重-1	右岸	重点区間	○		下徳富築堤	83.25 ～	83.75	0.68	83.50	22.77	24.77	25.28		滝川
重-2	右岸	重点区間	○		中徳富築堤	91.25 ～	91.75	0.48	91.50	26.87	28.87	29.87		滝川
重-3	右岸	重点区間	○		上徳富築堤	97.75 ～	98.00	0.25	98.00	30.32	32.32	33.18		滝川

（２）徳富川

No.	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標		延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況堤防高	既往災害	事務所
旧-1	左岸	旧川跡	○	要注意	徳富川左岸築堤	0.80 ～	1.20	0.42	1.00	27.77	29.77	31.27		滝川
旧-2	左岸	旧川跡		要注意	徳富川左岸築堤	1.40 ～	1.60	0.21	1.60	27.77	29.77	35.17		滝川
旧-3	右岸	旧川跡		要注意	徳富川右岸築堤	1.00 ～	1.20	0.18	1.20	27.77	29.77	31.06		滝川
旧-4	右岸	旧川跡		要注意	徳富川右岸築堤	1.40 ～	1.80	0.37	1.60	27.77	29.77	33.53		滝川
重-1	左岸	重点区間	○		徳富川左岸築堤	0.90 ～	1.10	0.21	1.00	27.77	29.77	31.27		滝川
重-2	右岸	重点区間	○			0.40 ～	0.50	0.00	0.40	27.77	29.77	30.67		滝川

（３）尾白利加川

No.	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標		延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況堤防高	既往災害	事務所
越-1	右岸	越水・溢水		B	尾白利加川右岸築堤	0.67 ～	1.06	0.44	0.80	31.36	33.36	34.27		滝川
越-2	右岸	越水・溢水	○	B	尾白利加川右岸築堤	1.14 ～	1.80	0.65	1.40	31.36	33.36	34.51		滝川
越-3	右岸	越水・溢水		B	尾白利加川右岸築堤	2.40 ～	2.80	0.39	2.60	34.36	35.86	36.55		滝川
堤-1	右岸	堤体漏水		B	尾白利加川右岸築堤	0.67 ～	1.06	0.44	0.80	31.36	33.36	34.27		滝川
堤-2	右岸	堤体漏水	○	B	尾白利加川右岸築堤	1.14 ～	1.20	0.06	1.20	31.36	33.36	34.34		滝川
堤-3	右岸	堤体漏水		B	尾白利加川右岸築堤	1.40 ～	2.00	0.59	1.80	31.36	33.36	34.39		滝川
工-1	－	工作物		B	尾白利加橋	0.74			0.80	31.36	33.36	35.02		滝川
旧-1	右岸	旧川跡		要注意	尾白利加川右岸築堤	0.67 ～	1.06	0.44	0.80	31.36	33.36	34.27		滝川
旧-2	右岸	旧川跡	○	要注意	尾白利加川右岸築堤	1.20 ～	2.00	0.78	1.60	31.36	33.36	34.38		滝川
重-1	右岸	重点区間	○		尾白利加川右岸築堤	1.14 ～	1.30	0.16	1.20	31.36	33.36	34.34		滝川

（4）位置図

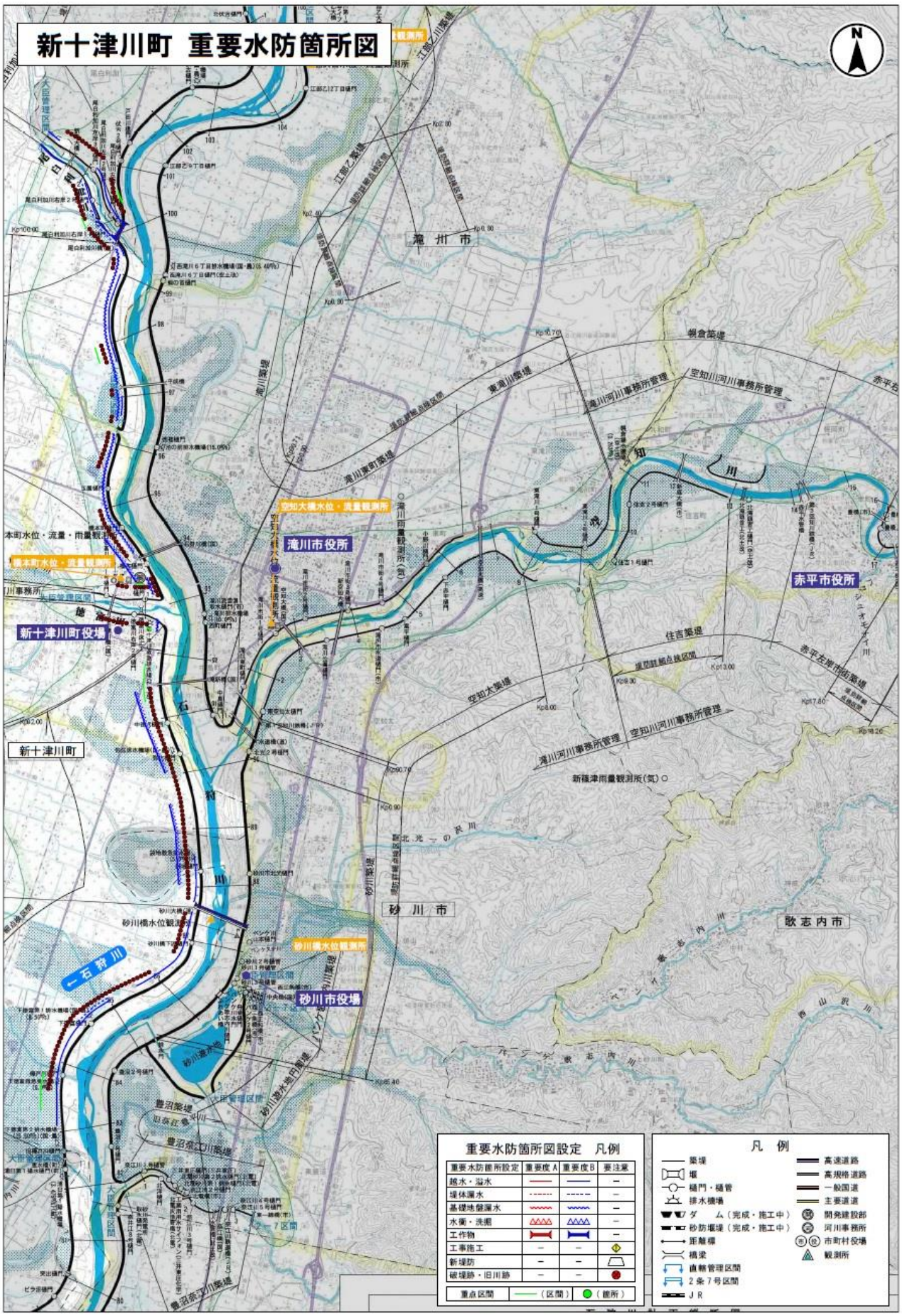
新十津川町 重要水防箇所図
N
滝川市
砂川市
歌志内市
新十津川町
赤平市
滝川市役所
新十津川町役場
赤平市役所
砂川市役場
空知大橋水位・流量観測所
本町水位・流量・雨量観測所
滝本町水位・流量観測所
砂川橋水位観測所
滝川雨量観測所(気)
新篠津雨量観測所(気)
空知川河川事務所管理
滝川河川事務所管理
重要水防箇所図設定　凡例
重要水防箇所設定
重要度A
重要度B
要注意
越水・溢水
堤体漏水
基礎地盤漏水
水衝・洗掘
工作物
工事施工
新堤防
破堤跡・旧川跡
重点区間
（区間）
（箇所）
凡　例
築堤
堰
樋門・樋管
排水機場
ダム（完成・施工中）
砂防堰堤（完成・施工中）
距離標
橋梁
直轄管理区間
2条7号区間
JR
高速道路
高規格道路
一般国道
主要道路
開発建設部
河川事務所
市町村役場
観測所

２　札幌建設管理部（道）管理区間

（１）福井谷川

No.	水系名	河川名	右・左	起点位置（ｋｍ）			終点位置（ｋｍ）			重要水防区域延長（ｋｍ）	重要度	築堤有・無	備考
				地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
212	石狩川	福井谷川	右岸	字大和	(町)長田橋	0.95	字大和	(町)政所橋	1.50	0.55	B	有	樋門 212

様式

様式１　通信機器の借用様式（災害対策用移動電源車）

借受申請書

　災害の発生に伴う電源供給の途絶により、通信の確保が困難な状況となったため、応急的に電源を確保する必要が生じたことから、災害対策用移動電源車の貸与を別記のとおり申請いたします。

総　務　省
北海道総合通信局長　　殿

（移動電源車の貸与を受ける団体において
運用の権限を有する者）
年　　月　　日

印※
※　私印で可。
自筆による署名の場合は押印不要。

貸付承認通知書

年　　月　　日付けの借受申請を別記のとおり承認する。

殿

年　　月　　日
総　務　省
北海道総合通信局長　　印

借受書

　　年　　月　　日付けで貸与を承認された移動電源車の引渡し及び運用方法の説明を受けました。移動電源車の運用と取扱については、別記に記載された事項及び災害対策用移動電源車の貸与仕様書に従います。

総　務　省
北海道総合通信局長　　殿

（移動電源車の貸与を受ける団体において
運用に権限を有する者）
年　　月　　日
印※

※　私印で可。
自筆による署名の場合は押印不要。

別記

借受申請書提出時に、以下について記入してください。

<table>
<tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">申　請　者
（法人の場合、その名称及び代表者名）</td><td>氏名又は
名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">申　請　台　数</td><td colspan="2">小型移動電源車（5.5kVA）</td><td></td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="2">中型移動電源車（100kVA）</td><td></td><td>台</td></tr>
<tr><td>3</td><td>使用目的及び
必要とする理由</td><td colspan="4">災害時における通信の確保等の用として、応急的に電源供給できる移動電源車が必要となるため。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>使 用 場 所</td><td colspan="4">※　使用場所が指定できるときのみ記入ください。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>借　受　期　間</td><td colspan="4">年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで</td></tr>
<tr><td>6</td><td>引 渡 場 所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>7</td><td>備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

＜注意事項＞

①　民間事業者が移動電源車の貸与を受ける場合は、有償貸与となる。

②　中型移動電源車の貸与を受ける者は、電気事業法（保安管理規定の届出、電気主任技術者の選任）を遵守すること。

③　中型移動電源車の貸与を申請する場合であって、緊急自動車※として運用することを希望する者は、その旨を備考欄に記載の上、緊急走行の訓練及び経験を確認できる資料を添えて申請すること。

※公安委員会から緊急自動車の指定を受けた車両が、緊急用務のため運転中のものを緊急自動車といい、中型移動電源車は災害の応急復旧のための緊急用務であれば、緊急自動車として他の交通車両に優先して道路を通行することが可能。

様式２　通信機器の借用様式（通信機器）

借受申請書

当地における災害により一時的に増大する通信需要に対応し、重要な通信の円滑な実施を確保するために必要な体制を整備するため、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下、「令」という。）第三条第八号に基づく通信機器（又はそれに準じた取扱いを要する通信機器）の無償貸付を受けたいので申請します。

令第六条に規定の事項は、別記１～５のとおりです。

総務省
北海道総合通信局長　　殿

（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の運用に権限を有する者）
年　　月　　日

印※

※　私印で可。公印の必要はありません。なお、自筆の場合は押印は不要です。

貸付承認通知書

年　　月　　日付申請を承認する。

令第七条の規定に基づき、別記２～６及び８のとおり通知する。

殿

年　　月　　日

総務省
北海道総合通信局長　　印

借受書

年　　月　　日付貸付承認に係る通信機器の引渡し及び使用方法の説明を受けました。
通信機器使用に際しては、別記８貸付条件に従います。
令第八条に規定の事項は、別記２、４及び５のとおりです。

総務省
北海道総合通信局長　　殿

（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の
運用に権限を有する者）
年　　月　　日

印※

※　私印で可。公印の必要はありません。なお、自筆の場合は押印は不要です。

別記

１　借受申請書提出時に、二重枠線内の１～５について記入してください。

２　借受書提出時に、「８　貸付条件」の９項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れてください。

<table>
<tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">申　請　者</td><td>氏名又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">2</td><td rowspan="5">申　請　台　数</td><td rowspan="2">MCA</td><td>ショルダー型</td><td></td><td>台</td></tr>
<tr><td>ハンディー型</td><td></td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="2">簡易無線</td><td></td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="2">衛星携帯電話（　　）</td><td></td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他（　　）</td><td></td><td>台</td></tr>
<tr><td>3</td><td>使　用　場　所</td><td colspan="4">（使用場所が指定できるときのみ記入してください。）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>引渡場所及び返納場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">貸付期間等</td><td>借　受　日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>貸付期間</td><td colspan="3">年　　月　　日（原則、貸付から６ヶ月以内）</td></tr>
</table>

6	使　用　目　的	災害時における重要な通信の円滑な実施を確保するため。
7	必要な理由	災害により一時的に増大する通信需要に対応するため。
8	貸　付　条　件	

□　１　通信機器の運用に当たっては、電波法及びこれに基づく命令に定めるところに従い、監督に服すこと。
□　２　通信機器引渡し時に交付の「無線局運用証明書」を、通信機器を実際に操作する者に携行させること。
□　３　通信機器は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
□　４　通信機器は、転貸し、又は担保に供しないこと。
□　５　通信機器は、貸付の目的以外の使用及び改造をしないこと。
□　６　通信機器について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外での使用をしないこと。
□　７　通信機器は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。
□　８　通信機器を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を総合通信局等の長に提出し、その指示に従うこと。当該事故原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。
　なお、注意を怠り、無線機を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある。
□　９　総合通信局等の長は、通信機器について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。
　なお、通信機器は、借受人が貸付条件に違反したとき又は総合通信局等の長が特に必要と認めたときは、満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、総合通信局等の長の指示に従い速やかに返却すること。

備　　考	

様式３　通信機器の借用様式（臨機災害放送局用機器）

【１－１】

借受申請書

第三条第三号
第三条第八号 ※1

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下「令」という。）に基づく臨時災害放送局用機器（以下「臨災局用機器」という。）の無償貸付を受けたいので申請します。
令第六条に規定の事項は、別記１～５のとおりです。

北海道総合通信局長　殿

（貸出を受ける団体において臨災局用機器の運用に権限を有する者）

年　　月　　日

印※２

※１「第三条第三号」又は「第三条第八号」のいずれかの文字を抹消又は〇で囲むこと。
第三条三号：災害時以外（平常時）の貸付の場合
第三条八号：災害時の貸付の場合
※２　私印で可。なお、自筆の場合は押印は不要。

【１－２】

貸付承認通知書

年　　月　　日付申請を承認する。
令第七条の規定に基づき、別記２～６及び８のとおり通知する。

殿

年　　月　　日

北海道総合通信局長　　印

【１－３】

借受書

年　　月　　日付貸付承認に係る臨災局用機器の引渡し及び使用方法の説明を受けました。
臨災局用機器の運用と取扱いについては、別記８貸付条件に従います。

北海道総合通信局長　殿

（貸出を受ける団体において臨災局用機器の運用に権限を有する者）

年　　月　　日

印※

※　私印で可。なお、自筆の場合は押印は不要。

別記

借受書提出時に、「８　貸付条件」の９項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れてください。

<table>
<tr><td rowspan="2">１</td><td rowspan="2">申　請　者</td><td>名称及び代表者の氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">２</td><td rowspan="2">借　受　物　品</td><td colspan="2">□臨災局用機器</td><td>１式</td></tr>
<tr><td colspan="2">□電源用ケーブル</td><td>１台</td></tr>
<tr><td>３</td><td>使　用　目　的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>４</td><td>使　用　場　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>５</td><td>借受けを必要とする理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">６</td><td rowspan="2">借　受　期　間</td><td>借　受　日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>借　受　期　間</td><td colspan="2">年　月　日（原則、貸付から６ヶ月以内）</td></tr>
<tr><td>７</td><td>引　渡　場　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>８</td><td>貸　付　条　件</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">□　１　臨災局用機器の運用に当たっては、電波法、放送法及びこれらに基づく命令に定めるところに従うこと。
□　２　臨災局用機器の技術操作は、無線従事者が従事することとし、正常な運用に努めること。
□　３　臨災局用機器は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
□　４　臨災局用機器は、転貸し、又は担保に供しないこと。
□　５　臨災局用機器は、貸付の目的以外の使用及び改造をしないこと。
□　６　臨災局用機器について使用場所以外での使用をしないこと。
□　７　臨災局用機器は無線局の廃止後速やかに、又は借受期間満了の日までに指定された場所に返却すること。
□　８　臨災局用機器を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を北海道総合通信局長に提出し、その指示に従うこと。原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。
なお、注意を怠り、機器を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある。
□　９　北海道総合通信局長は、臨災局用機器について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。
なお、借受人が貸付条件に違反したとき又は北海道総合通信局長が特に必要と認めたときは、満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、北海道総合通信局長の指示に従い速やかに返却すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式４　公用負担権限委任証

第　号

公用負担権限委任証

住所

職名

氏名

上記の者に　　区域における水防法第28条第１項の権限行使について委任したこと証明します。

年　月　日

委任者氏名　　印

縦９cm　横６cm

様式５　公用負担命令票

第　号

公　用　負　担　命　令　票

住所

氏名

水防法第28条第１項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

１　目的物

（１）所在地

（２）名　称

（３）種　類（又は内容）

（４）数　量

２　負担内容

（使用、収用、処分等について詳記すること。）

年　月　日

命令者　職　氏名　　印

様式６　水防報告様式例

〇〇〇〇年台風〇〇号における水防活動
（北海道〇〇町消防団・〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日）

〇概要
　〇〇町消防団は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇〇部隊〇〇名が出動。町内では、１時間雨量100㎜を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇／〇～〇／〇 約12時間	〇名	・土のう積み（300袋） ・避難誘導（20世帯） ・排水作業（３件）

水防活動
または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動
または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動
または
被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工

水防活動
または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

様式７　水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

（市町村名　　）

区　　分	水防活動延べ人員	使用資材費			備　　考
		主要資材	その他の資材	計	
水防管理団体分前回迄	人	円	円	円	
月　分					
累　　計					

（作成要領）

１　「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入する。

２　「主要資材」欄は、土のう、シート、ロープ、生木、丸太、くい、板類、鉄類、釘、かすがい、置石及び土砂の使用額を記入すること。

３　「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

新 十 津 川 町 水 防 計 画

【資料編】

沿革　平成21年１月23日作成
　　平成25年３月29日一部改正
　　平成30年２月１日全部改正
　　令和６年３月22日一部修正

新十津川町水防計画

【資料編】

発　行　令和６年３月
編　集　新十津川町防災会議